

# 社会保険料控除・医療費控除等に関する確定申告の注意点

## 国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合

国民年金保険料は、納めた全額が住民税・所得税の社会保険料控除の対象です。国民年金保険料を社会保険料控除として申告するには納付金額を証明する書類の添付が必要です。

確定申告や住民税の申告の際は10月下旬に日本年金機構から発送された社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収証書を添付してください。

証明書は、下記対象の方に発送されています。

**対象** 令和4年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納めた方

※令和4年10月1日～12月31日に令和4年中に初めて国民年金保険料を納めた方には、令和5年2月に控除証明書が発送されます。

**問合せ** ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(ナビダイヤル。050で始まる電話からは ☎(6630)2525)

※いずれも月～金曜日は午前8時30分～午後7時、第2土曜日は午前9時30分～午後4時

## 高齢者のおむつ代を医療費控除として申告する場合

介護保険の要介護認定を受けている方のおむつ代を、医療費控除として申告する場合、最初に申告する年は、医師発行の「おむつ使用証明書」を領収書に添付する必要があります。

●申告が2年目以降の方は区発行の「主治医意見書の内容確認書」で代用できます

下記の要件を全て満たす方に同確認書を発行します。発行には申請する方の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。事前にお問い合わせください。

▶おむつ代を医療費控除の対象とする申告が2年目以降

▶令和4年中に介護保険の要介護認定の期間があり、同年に購入したおむつ代を医療費控除で申告する

▶主治医意見書で「寝たきり度がB1～C2で、尿失禁の可能性ある」ことを確認できる

**問合せ** 介護保険課認定第一係(本庁舎2階) ☎(5273)3643

## 介護保険料を社会保険料控除として申告する場合

●令和4年中に介護保険料を納めた方へ

1月30日(月)に「介護保険料納付済額確認書」を発送します。申告の際は、確認書の金額をご確認ください(申告に確認書の添付は不要)。

※介護保険料は、納めた全額が住民税・所得税の社会保険料控除の対象です。

※令和4年中に他の区市町村に納付した保険料がある方は、その金額も含めた合計額が控除の対象です。

※令和4年1月～12月の保険料の納付方法が課税年金からの差し引きのみの方には、確認書を発送しません。日本年金機構等から1月中に発送される源泉徴収票をご確認ください。

※還付があった場合は、納付額から還付額を差し引きます。

**問合せ** 介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4273

## くらし

### エコギャラリー新宿2月の展示

 イベント

**日時・内容** ▶7日(火)～9日(木)…目白大学メディア学部(グラフィックデザイン)、▶15日(水)～19日(日)…新宿みんなのアート展(絵画・書道・写真ほか)

**会場・問合せ** エコギャラリー新宿(西新宿2-11-4) ☎(3348)6277

### 創業セミナー

 イベント

**日時** 2月12日(日)午後2時～4時30分

**対象** 創業を目指す方ほか、36名

**内容** 日本政策金融公庫・融資制度、融資のポイントとコツ、融資の事例ほか  
**費用** 500円(資料代)

**申込み** 1月27日(金)から電話で問合せ先へ。先着順。

**会場・問合せ** 高田馬場創業支援センター(高田馬場1-32-10) ☎(3205)3031

### とうがらしを使って

オブジェ作り  イベント



**日時** 2月16日(木)午後1時30分～3時30分

**会場** 新宿消費生活センター分館(高田馬場1-32-10)

**対象** 区内在住・在勤の方、10名

**持ち物** エプロン、筆記用具

**申込み** 往復はがきに7面記入例のとおり記入し、2月1日(必着)までに問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。

**主催・問合せ** 新宿区消費者大学OB&エシカルの会(〒169-0075高田馬場1-32-10、新宿消費生活センター分館内) ☎090(8441)6254(衣川)

### 聞いてみよう!「イデコ」と「ニーサ」の活用法

 講座

ウェブ会議ツール「Zoom」によるオンライン講座です。

**日時** 2月19日(日)午後2時～4時

**対象** 区内在住で中小企業に勤めている方、区内の中小企業に勤めている方、20名

**申込み** 2月7日(火)までに電子メール(7面記入例のほか勤務先の名称・所在地・電話番号を記入)で問合せ先へ。後日、ID・パスコードをメールでお知らせします。応募者多数の場合は抽選。

**問合せ** ぱる新宿(区勤労者・仕事支援センター勤労者サービス課) ☎(3208)2311・[order@pal-shinjuku.jp](mailto:order@pal-shinjuku.jp)

### 区内企業との交流会 合同企業説明会

 講座

①女性向け区内企業との交流会(4社)

**日時** 2月20日(月)午前10時～午後0時30分

②合同企業説明会(12社)

**日時** 2月20日(月)午後1時～4時30分

……………<①②共通>……………

**会場** 戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)

**対象** 新宿区で働こうと考えている方、①は15名、②は30名

**申込み** 1月27日(金)から電話で問合せ先へ。先着順。新宿区し



ごと図鑑(右上二次元コード。<https://shinjuku-4510.jp/>)からも申し込みます。

**問合せ** 区就業促進支援事業事務局(株HRP内) ☎(3222)1801

### リサイクル講座

 講座

●ご存知ですか?

トレー・ペットボトル回収のその先!

**日時** 2月25日(土)午後1時～3時

**対象** 区内在住・在勤の方、20名

**費用** 100円(資料代)

**共催** 新宿環境リサイクル活動の会

**申込み** 往復はがきに7面記入例のとおり記入し、2月7日(必着)までに問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。

**会場・問合せ** 新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館)

### 消費者講座

 講座

●消費生活を豊かにするスマホの使い方

**日時** 2月25日(土)午後2時～4時

**会場** 戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)

**対象** 区内在住・在勤・在学の方、12名

**持ち物** スマートフォン

**申込み** 1月27日(金)～2月10日(必着)に往復はがき・電子メールに7面記入例のとおり記入し、新宿区消費者団体連絡会(〒169-0075高田馬場1-32-10、新宿消費生活センター分館内)

[s-shodanren@outlook.jp](mailto:s-shodanren@outlook.jp)へ。応募者多数の場合は抽選。

**問合せ** 消費生活就労支援課消費生活就労支援係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834

### 宝くじの助成金で備品を整備しました(四谷坂町町会・北新宿二丁目町会)

自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業を活用し、四谷坂町町会が「子ども山車の修繕」、北新宿二丁目町会が「神輿の修繕」を行いました。同事業は、コミュニティ活動の促進と健全な発展、宝くじの社会貢献広報を目的としています。

**問合せ** 地域コミュニティ課コミュニ

ティ係(本庁舎1階) ☎(5273)4127

## 住宅・まちづくり

### パブリック・コメント制度でご意見を募集します

●新宿区まちづくり長期計画

「まちづくり戦略プラン」の改定

改定素案の全文は、2月9日(木)～3月8日(水)の期間中、下記閲覧場所のほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。また、改定素案の説明動画(30分程度)を新宿区ホームページ(右二次元コード)で配信します。



**閲覧場所** ▶都市計画課(本庁舎8階)、▶区政情報課(本庁舎3階)、▶区政情報センター(本庁舎1階)、▶特別出張所、▶区立図書館ほか

●意見の提出

任意の様式に住所・氏名のほか、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称・所在地を記入し、2月9日(木)～3月8日(水)に郵送(必着)・ファックスまたは直接、問合せ先へ。新宿区ホームページからもご意見を受け付けます。

●説明会

どなたでも参加できます。

**日時** 2月9日(木)午後3時から

**会場** 新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)

**申込み** 1月27日(金)～2月8日(水)(手話通訳等の配慮が必要な方は1月31日(火)まで)に電話かファックス(7面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。先着30名。

**意見の提出先・問合せ** 都市計画課都市計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎8階) ☎(5273)3527・[FAX](tel)(3209)9227